

令和6年能登半島地震による災害の対象地域に 住所を有していた方が相続人となる場合に

相続の放棄等を行うことができる期間が延長されます

令和6年1月1日（令和6年能登半島地震の特定非常災害発生日として定められた日）に、災害救助法の適用対象地域に住所を有していた方が相続人となる場合に、相続の放棄等を行うことができる期間（原則として、相続があったことを知った時から3か月）が令和6年9月30日まで延長されます。

災害救助法の適用対象地域については、内閣府ホームページ「防災情報のページ」
(https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html) をご覧ください。

1 対象となる方

- 令和6年1月1日に適用対象地域に住所を有していた相続人の方
(※下の注も参照してください。)

(注)

- ◇ 相続人が相続の承認又は放棄をせずに死亡した場合には、その方の相続人が対象となります。
- ◇ 相続人（相続人が相続の承認又は放棄をせずに死亡した場合のその方の相続人を含む）が未成年者又は成年被後見人である場合には、それらの方々の法定代理人が対象となります。

2 対象となる期間

- 令和6年1月1日から令和6年9月29日までの間に、法律に定める相続の放棄等（単純承認、限定承認、放棄）のできる期間の末日が到来する場合が対象となります。

※ 上記の相続の放棄等を行うことができる期間は、原則として、相続があったことを知った時から3か月間です。

※ 相続の限定承認、放棄は、家庭裁判所に対し申述して行う必要があります。



相続の放棄等の手続について詳しく
お知りになりたい方は

相続に関する審判

検索